

令和2年4月6日

特定教育・保育施設 設置者・園長 様
特定地域型保育事業 設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局幼保振興課長
神戸市こども家庭局幼保事業課長

家庭保育要請期間の延長について（通知）

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」をはじめ、令和2年3月19日付「家庭保育要請期間の延長について(通知)」において、保育園等について臨時休業は行いませんが可能な限り家庭保育を要請してきているところです。

神戸市は国の専門家会議の提言における「感染確認地域」とどまるものと考えられますが、今後急激な感染拡大が神戸市に波及してくる可能性を十分考慮する必要があることから、家庭保育を要請する期間を下記のとおり延長することにしたのでお知らせいたします。

記

1. 家庭保育を要請する期間 令和2年5月6日（水）までの間

引き続き家庭保育の協力要請をしていただき、家庭保育要請期間が終了するまでの間は利用者負担額の減額についても継続いたします。

2. 4月入所が決定している方の育児休業からの復職について

これまで、4月入所が決定している方については、6月1日までに復職していただくよう案内しておりましたが、家庭保育を要請する期間を延長したことに伴い、7月1日までの復職も認めることといたします。ただし、家庭保育要請期間後（5月7日以降）に引き続き休まれる場合については利用者負担額が発生しますのでご注意ください。

※ 保育所等については、保護者が働いており、家で一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、1号認定のこどもについても、保護者が就労・介護・看護・病気等により家庭で保育ができない幼児については、施設において預かっていただきますよう重ねてお願いいたします。

担当：幼保事業課 078(331)8181

休業期間中の運営に関する事：内線 4866・4871

入所手続きに関する事：内線 4863

給付費に関する事：内線 4861